

## ユニバーサルデザインタクシー 申請・審査について（2017年度）

### 背景と事業理念

鳥取県と日本財団は、2015年11月18日に締結した「鳥取県×日本財団 共同プロジェクト協定書」に基づき、鳥取県の地方創生に寄与する取り組みを行っています。

車椅子利用者、足腰の悪い高齢者、ベビーカーを押すママ、買物難民など、移動困難者とされる方々にとって、公共交通環境は未だ十分とはいえません。本事業は、ユニバーサルデザインタクシー（以下、「UDタクシー」という。）の配備やその使用環境の改善を行い、タクシー事業者、鳥取県、日本財団が連携して効果的なUDタクシーの認知向上、UDタクシー導入に係る利用者、運転手、企業にとっての成果の周知を通じて、「誰もが使いやすい（ユニバーサルデザイン）公共交通環境が当たり前を整備されている社会」を実現することを目指しています。

### 審査基準

審査にあたっては、UDタクシーの普及、発展の視点から、以下の点を重視します。

- ・情報発信の戦略性（UDタクシーの周知、データ取得や提供等の利用調査協力の可否等）
- ・UDタクシーの活用計画（ターゲット層や目標とする稼働率が明確になっているか）
- ・タクシー事業者の経営状況、ドライバー数、利用実績（可能であれば利用者の属性別）
- ・UDタクシー運転手に対する教育（ユニバーサルドライバー研修以外の取組み）
- ・各地域の人口動態

### 申請手続及び結果の連絡

- (1) 所定の申請書に必要事項を記入いただき、期日までに鳥取県ハイヤータクシー協会までご送付ください。
- (2) 鳥取県ハイヤータクシー協会を通じ、日本財団にて審査を行います。また、審査にあたっては、タクシー事業者へヒアリングを行いません。
- (3) 日本財団にて、UDタクシー配備の採択、不採択の手続きを行います。手続きはおよそ約2ヶ月程度を予定しています。
- (4) 手続き完了後、採択、不採択についての連絡を文書にて送付いたします。

## スケジュール

(申請受付期間) 2017年6月5日(月)～6月14日(水)まで

(審査期間) 2017年6月30日(金)まで

(結果の連絡) 2017年8月ごろを予定

(車両の配備) 2017年11月～2018年1月ごろを予定

※車両配備までに架装内容を設定し、配備後速やかに実装してください。

※車両配備後、車両登録手続きを行ってください。

※UD車両は、出発式(仮称)開催スケジュールに合わせ、地域毎に順次配備します。

出発式(仮称)を開催にあたっては、積極的なご協力をお願いいたします。

## 諸注意

### (1) タクシー車両の所有者と使用者について

本事業は(一社)鳥取県ハイヤータクシー協会との共同事業であるため、配備されたタクシー車両の「所有者」は一義的に同団体となりタクシー事業者との管理委託契約を通じて、タクシー事業者を「使用者」とすることでタクシー車両を配備します。減価償却期間が切れた後、タクシー事業者へ所有権が無償で譲渡されます。

### (2) 費用分担について

原則、使用者が各種費用を支払います。以下費用毎の内訳です。

- ・メーター等のタクシー車両オプション品  
各タクシー事業者の負担にご購入ください。
- ・取得税：  
鳥取県ハイヤータクシー協会と支払時期を相談の上、負担金として同協会に遅滞なくお支払ください。
- ・車両保険料(自賠責、任意保険)：  
タクシー事業者にて保険会社へ加入、支払を行ってください。
- ・自動車税、重量税：  
タクシー事業者にて各自治体に納めてください。